

議案第55号

読谷村附属機関に関する条例の一部を改正する条例

読谷村附属機関に関する条例（昭和48年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

村長	読谷村こども未来基金運営委員会	こども未来基金を活用した事業に関すること。
----	-----------------	-----------------------

」を

「

村長	読谷村こども未来基金運営委員会	こども未来基金を活用した事業に関すること。
村長	読谷村特定教育・保育施設等設置事業者選考委員会	特定教育・保育施設等を設置しようとする者の選考に関すること。

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月5日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實